

児童福祉法【抜粋】

昭和22年12月12日法律第164号

第1章 総則

第1条【重要度A】

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条【重要度A】

- ① 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条【重要度B】

前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第1節 国及び地方公共団体の責務

第3条の2【重要度A】

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第3条の3【重要度B】

- ① 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第10条第1項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第24条第1項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準【抜粋】

昭和23年12月29日厚生省令第63号

第1章 総則

第1条(趣旨)【重要度B】

- ① 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第45条第2項の内閣府令で定める基準(以下「設備運営基準」という。)は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
一～四 (省略)
- ② 設備運営基準は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(児童福祉施設の長を含む。以下同じ。)の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。
- ③ 内閣総理大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

第2条(最低基準の目的)【重要度B】

法第45条第1項の規定により都道府県が条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

第3条(最低基準の向上)【重要度B】

- ① 都道府県知事は、その管理に属する法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第12条第1項の規定により同法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会(以下この項において「地方社会福祉審議会」という。))に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあっては、地方社会福祉審議会)の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
- ② 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

第4条(最低基準と児童福祉施設)【重要度A】

- ① 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
- ② 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

第6条の4(自動車を運行する場合の所在の確認)【重要度B】

- ① 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、**児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。**
- ② **保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)**を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の**児童の見落としを防止する装置**を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第7条(児童福祉施設における職員の一般的要件)【重要度A】

児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、**健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者**でなければならない。

第7条の2(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)【重要度A】

- ① 児童福祉施設の職員は、常に**自己研鑽**に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- ② 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための**研修**の機会を確保しなければならない。

第8条(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)【重要度C】

- ① 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。
- ② 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第9条(入所した者を平等に取り扱う原則)【重要度B】

児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、**差別的取扱いをしてはならない。**

第9条の2(虐待等の禁止)【重要度B】

児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第9条の3(業務継続計画の策定等)【重要度C】

- ① 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「**業務継続計画**」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ② 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準：設備の基準 一覧表（保育所を除く）】

《社会的養護の施設》

(注) 乳児院は、「乳幼児十人未満を入所させる乳児院」を除く。

	乳児院	乳児院 を 入所させる 乳児十人未満	施設 母子 生活 支援	児童 養護 施設	施設 児童 心理 治療	施設 児童 自立 支援
相談室	◎	◎	◎	◎	◎	◎
児童の居室				◎*1	◎*2	◎*2
調理室	◎			◎	◎	◎
浴室	◎			◎	◎	◎
便所	◎			◎	◎	◎
医務室			△	△	◎	△
静養室			△	△	◎	△
職業指導に必要な設備				◎		◎
学科指導に関する設備						○
遊戯室					◎	
心理検査室					◎	
工作室					◎	
寝室	◎*3					
観察室	◎*4				◎	
診察室	◎					
病室	◎					
ほふく室	◎					
養育のための専用の室		◎*5				
母子室(調理設備・浴室・便所を備える)			◎*6			
集会、学習等を行う室			◎			
保育所に準ずる設備			△			

◎ 設置義務あり。

○ 原則として設置義務あり（一定の要件に該当する場合、設置しなくてもよい）。

△ 一定の要件に該当する場合、設置義務あり。

*1 1室4人以下、1人につき4.95㎡以上（乳幼児のみの居室は1室6人以下、1人につき3.3㎡以上）

*2 1室4人以下、児童1人につき4.95㎡以上

*3 乳幼児1人につき2.47㎡以上

*4 乳児1人につき1.65㎡以上

*5 1室につき9.91㎡以上、乳幼児1人につき2.47㎡以上

*6 1世帯につき1室以上、30㎡以上